

新規指定申請時の留意事項

◎ 介護保険法に基づく各種サービスの定款及び登記事項証明書への記載

介護保険法に基づく介護保険事業者の指定を受ける場合は、法人の定款及び登記事項証明書に、指定を受けようとする事業の記載が必要です。以下の通り記載例を提示しますので参考にしてください。
 目的に記載がない場合は、あらかじめ定款及び登記の変更手続きを完了させておいてください。

【注意】 第1号訪問事業及び第1号通所事業について

介護保険法の改正により、介護予防サービスのうち、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下「総合事業」という。）に移行されました。

総合事業の指定を受ける場合は、法人の定款及び法人登記簿の事業の目的欄に、「介護保険法に基づく第1号事業」等の記載が必要です。記載がない場合は、あらかじめ定款及び登記の変更手続きを完了させておいてください。

【営利法人、特定非営利活動法人の場合】

実施する事業	定款の事業目的（記載例）
訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 福祉用具貸与 特定福祉用具販売	介護保険法に基づく居宅サービス事業
介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売	介護保険法に基づく介護予防サービス事業

実施する事業	定款の事業目的（記載例）
第1号訪問事業（訪問型サポートサービス） 第1号通所事業（通所型サポートサービス）	介護保険法に基づく第1号事業
居宅介護支援	介護保険法に基づく居宅介護支援事業
介護予防支援	介護保険法に基づく介護予防支援事業
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院	介護保険法に基づく施設サービス事業

【医療法人、社会福祉法人等の所轄・監督官庁のある法人(特定非営利活動法人を除く)の場合】

定款への記載の文言や定款変更認可の手続きについて、必ず所轄・監督官庁に相談の上、手続きを完了させてください。

◎ 書類作成の留意事項

・添付書類については、**A4サイズ**（日本工業規格A列4番）としてください。定款等枚数があるものは、袋綴じや糊付けは行わずにホッチキス等によりまとめてください。

※登記事項証明書等原本の添付が必要なものはこの限りではありません。

・A4サイズより大きなものは、A4に縮小してサイズを合わせてください。ただし、縮小により内容が判別できないものは、等倍または拡大してA3サイズとしてください。